

牧之原市相良総合センター使用料について

牧之原相良総合センターの使用料につきましては、次のとおりとなっておりますのでご確認のうえ、ご利用下さい。

★施設使用料について

ホールの使用にあたっては、使用料及び冷暖房料（使用したときに限り）がかかります。

ホール使用料には舞台の使用料も含まれます。

舞台のみの使用であっても、冷暖房料（使用したときに限り）がかかります。

使用許可申請書審査の結果、許可する場合は、納付書を発行いたしますので、最寄りの金融機関にて振り込みでの支払いをお願いします。

なお、使用料は前納となっておりますので、ホールにあつては使用日の30日前、ホール以外の室等にあつては使用日の7日前までに必ず納付をお願いします。納付がされていない場合は、使用の取り消しもありますのでご承知願います。

★目的等により使用料が加算される場合がありますのでご承知願います。

① 使用者が入場料を徴収する場合は、時間区分の使用料に次の率を乗じた額を加算します。

入場料1人当たりの徴収額の最高額が

・1,000円未満のとき	50%（実質1.5倍）
・1,000円以上3,000円未満のとき	100%（実質2.0倍）
・3,000円以上のとき	150%（実質2.5倍）

② 商業宣伝・営業行為を目的として無料入場させる場合は、時間区分の使用料に次の率を乗じた額を加算します。

・ホール	150%（実質2.5倍）
・ホール以外の室等	200%（実質3.0倍）

③ 市民等（市内在住、在勤、在学、市内の事業所）以外の者が使用する場合は、時間区分の使用料に次の率を乗じた額を加算します。

・ホール、ホール以外の室等	50%（実質1.5倍）
---------------	-------------

④ 施設内における物品の販売展示については、原則として許可はできません。ただし、ホールの催し物に関連のある書籍、音楽CD等の販売についてはこの限りではありません。

販売にあたっては売上額の7%を徴収いたします。

⑤ 冷暖房料には、加算はありません。

★付帯設備使用料について

① ホールを使用される場合、時間区分の使用料と合わせ、付帯設備使用料も（音響・照明及び舞台設備等）時間区分ごとにかかります。ご利用後、実際の使用状況により計算書及び納付書を発行しますので、使用后15日以内に最寄りの金融機関にて振込での支払いをお願いいたします。また、設備の事前準備（仕込み等）につきましては、時間区分の使用料金の30%に相当する額を徴収いたします。

② ホール付帯設備使用料に掲げる以外の付帯設備及び備品を使用した場合は、類似するホール付帯設備使用料の額に準じて算出した額とします。

★ 音響設備・照明設備等の操作については、1名分は使用料に含まれておりますが、2名以上を必要とする場合は、利用者負担となります。

【牧之原市相良総合センター】

〒421-0524 牧之原市須々木140番地

TEL 0548-52-5544 FAX 0548-52-5585